

既存住宅の売買をお考えの方へ

インスペクション



住宅の調査



既存住宅を売買する前にいかがですか？

調査費用の



を助成します！

上限5万円

インスペクションとは？

既存住宅の基礎、外壁等の部位毎に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の有無を目視、計測等により調査するものです。既存住宅状況調査(以下、インスペクション)は国の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士(以下、既存住宅状況調査技術者)が実施します。



売主・仲介業者のメリット

- ・売買する住宅の状態を明らかにして提供できる
- ・売買後のトラブルを未然に防止できる



買主のメリット

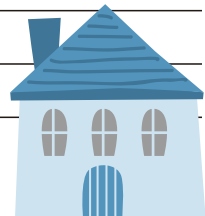
- ・事前に住宅の状態などを把握できる
- ・購入前にメンテナンスの見通しが立てられる
- ・有資格者の客観的な調査のため安心できる



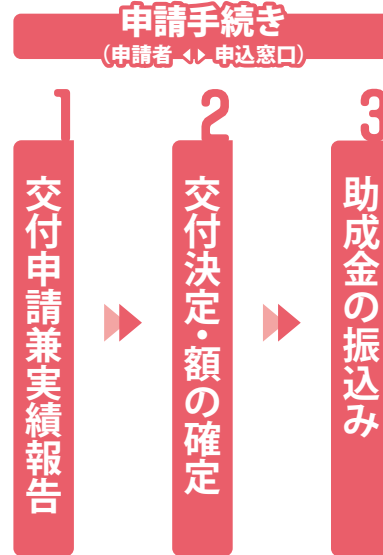
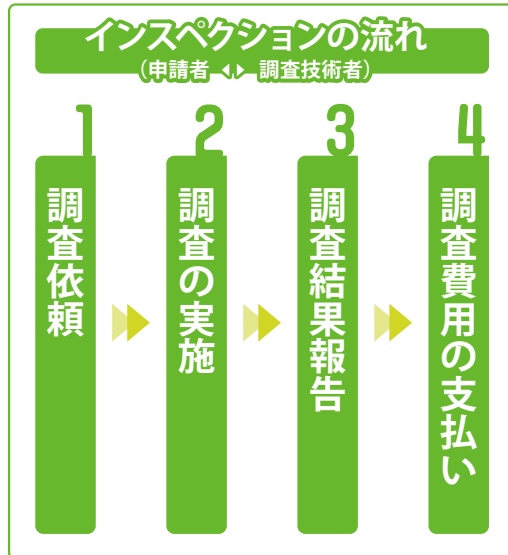
助成制度の概要

申請できる方	インスペクションを実施した売主又は買主
助成対象となる既存住宅	既存住宅状況調査技術者によるインスペクションを実施したもののうち、次のいずれにも該当するもの(ただし、既存住宅の所有者は個人に限る) 1.山梨県内に所在する既存の住宅で市町村が設置する空き家バンクに登録されたもの 2.居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの<店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む)
助成対象となる調査	インスペクション(毎年度5月上旬以降 [※] に行ったもの) (既存住宅状況調査技術者が行う建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として、宅地建物取引業法施行規則<昭和32年建設省令第12号>第15条の7各項に規定するものの状況の調査であって、既存住宅状況調査方法基準<平成29年国土交通省告示第82号>によるもの)
調査を実施する人	既存住宅状況調査技術者 (経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定する者)
助成金の額	調査費用の1/2(上限5万円)
予定戸数	毎年度50戸(平成32年度までを予定)
申請・報告期間	毎年度5月上旬 [※] ~翌年度3月上旬(ただし、予定戸数に達した時点で終了)

[※]平成32年度までを予定。
詳しくは(公社)山梨県宅地建物取引業協会にお問い合わせください。



調査と申請手続きの流れ



- 所有者の承諾を得たうえでお申し込みください。
- 調査を実施する前に、必ず助成要綱をご覧ください。
- 交付申請には次の書類添付が必要です。
 - ①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)、②口座振替申込書、③調査報告書の写し、
 - ④調査費領収書の写し、⑤調査した者の既存住宅状況調査技術者講習の終了証明書の写し、
 - ⑥空き家バンクに登録されていることを証する書類、⑦その他必要とされる書類



調査技術者(既存住宅状況調査技術者)をお探しの方はこちら

仲業者から紹介して頂くか、既存住宅状況調査技術者講習の実施機関のホームページをご覧ください。

講習実施機関(国土交通大臣登録順)

- (一社)住宅瑕疵担保責任保険協会 (公社)日本建築士会連合会 (一社)全日本ハウスインスペクター協会
- (一社)日本木造住宅産業協会 (一社)日本建築士事務所協会連合会



既存住宅に係るお得な制度もございます(H30.5.15現在)

○耐震改修関係(S56年5月以前に着工した木造住宅)

耐震診断/市町村から派遣される耐震診断士が無料で耐震診断

耐震補強設計/耐震診断結果に基づき、目的に応じた改修を設計(最大20万円*の補助)

耐震補強工事/耐力壁等により住宅を補強して耐震化(最大120万円*の補助)

*補助率、限度額は市町村により異なります。 *耐震補強工事は、平成30年度まで限度額を増額しています。

*詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

○住宅金融支援機構のフラット35の優遇金利

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用できます。市町村が住宅金融支援機構と協定を締結することによって、フラット35において、優遇金利が適用されます。

【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

*住宅金融支援機構と協定を締結している市町村

(甲府市、都留市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、西桂町)

○この他、各市町村の様々な助成制度やリフォームに対する補助制度等がございます。



申込窓口・問い合わせ

公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会

☎400-0853 甲府市下小河原町237-5(山梨県不動産会館)

☎055-243-4300 ホームページ <http://yamanashi-takken.or.jp/>

この事業は、山梨県の補助を受けて実施するものです。

*平成30年5月現在の情報です。

